



平成 28 年 4 月 8 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 28 年 3 月 31 日に、関東財務局に提出いたしました平成 27 年 12 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨を記載しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容及び当事業年度末までに是正できなかった理由

以下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 27 年 12 月期決算監査において、監査法人からの指摘により株式交換に係る取得原価の算定誤りが判明いたしました。本件に対する当社の対応として、平成 27 年 12 月期第 2 四半期及び平成 27 年 12 月期第 3 四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、株式交換に係る取得原価の算定誤りが原因であり、株式交換の会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであります。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の期末監査の過程で発見されたためであります。

2. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度の末日後、株式交換の会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制の体制強化などの再発防止策を講じ、翌事業年度末時点においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

3. 連結財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上